

岩手県告示第170号

屋外広告物条例（昭和46年岩手県条例第44号）第5条第4項第2号の規定により、公共的目的を有する法人その他の団体を次のとおり指定し、屋外広告物条例の規定による公益的目的を有する法人その他の団体の指定（平成23年岩手県告示第253号）は、廃止する。

平成26年3月7日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 日本赤十字社
- 2 一般社団法人岩手県交通安全協会及び県内の各地区交通安全協会
- 3 公益社団法人岩手県防犯協会連合会並びに県内の各地区防犯協会連合会及び各市町村防犯協会